

平成 30 年度就業体験生（インターンシップ）

実施要領

- 1 就業体験期間 2 週間を標準とする
(希望により 1 週間等の短期も可能です)
- 2 就業体験内容 水資源機構が建設および管理する施設に関すること
詳細は別添資料「〇〇施設一覧」(PDF ファイル)参照
- 3 手当 支給しない
- 4 交通費 規程に基づいて支給あり
- 5 保険等 実習中における実習生の傷害等、関係他者（施設、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する保険への加入を受入の条件とします（「学生教育研究災害障害保険」「インターンシップ等賠償責任保険」等）。
- 6 申込み 「申込書(様式 1)」に必要事項をご記入いただき、担当者まで送付をお願いします。学生本人からの申込みも可能ですが、事前に学校の許可を得てください。
当方より書類を送付する場合がありますので、申込書へ学校担当者の氏名、連絡先の記入をお願いします。
申込期限は設けていませんが、受付状況等によりご希望に添えない場合があります。
- 7 問合せ 不明な点や質問等がありましたら担当者まで問合せください。
- 8 担当者 〒330-6008
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2
独立行政法人水資源機構 技術管理室 技術管理課
電話 : 048-600-6585 (直通)
FAX : 048-600-6588
担当 : 宮崎 剛 (みやざき つよし)
E-mail : tsuyoshi_miyazaki@water.go.jp